



令和4年民事訴訟法改正の概要

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第40号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

「民事訴訟等の一部を改正する法律」(令和4年法律第48号)が令和4年5月18日に成立しました。施行日は原則として令和4年5月25日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日ですが、最も早いものでは例外的に令和4年5月25日から起算して9カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

従来 of 民事訴訟法の下で、我が国では諸外国に比べて民事訴訟のIT化が十分進んでいるとは言い難い状況が続いていたことから、民事訴訟についてIT化を進めるために、民事訴訟法の改正がなされました。

そのような経緯もあり、各種裁判手続のIT化について改正がなされました。

他方で、法定審理期間訴訟手続や当事者に対する住所・氏名等の秘匿制度の新設など、IT化以外の事項についても重要な改正がなされています。

本稿では、このような各種裁判手続のIT化等について改正がなされた改正民事訴訟法について解説いたします。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・令和4年民事訴訟法改正の概要

(<https://www.clo.jp/column/3637/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 江藤 寿美怜 ([eto\\_s@clo.gr.jp](mailto:eto_s@clo.gr.jp))

弁護士 半田 昇 ([handa\\_n@clo.gr.jp](mailto:handa_n@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....